



鳥取市千代テニス場及び城北テニス場のご利用にあたり、以下の事項にご注意ください。

#### (利用許可等について)

1. 利用者は、利用目的以外の利用、又はその利用の権利を他に譲渡、もしくは転貸はできません。
2. 利用者は次の事項を守ってください。
  - ① 収容人員は、利用するテニス場の定員を超えないこと。
  - ② 所定の場所以外で飲食をさせないこと。(酒類の持ち込み、飲酒は禁止しています)
  - ③ 許可を受けないで、物品の販売及び寄付行為をしないこと。また、所定の場所以外で火気を使用しないこと。
  - ④ 敷地内での喫煙をしないこと。特に火気には注意のこと。火気を用いる場合は、消防署への届け出を必要とします。
  - ⑤ 許可を受けないで、はり紙、くぎ打ち等をしないこと。また、館外の看板、貼り紙等についても会館の指示に従うこと。
  - ⑥ テニス場を不潔にしないこと。
  - ⑦ 騒音、大声、暴力等他人に迷惑を及ぼさないこと。
  - ⑧ 許可を受けた場所以外に出入りしたり、許可を受けない器具を利用しないこと。また、許可なく付属設備、備品を移動させないこと。
  - ⑨ テニス場の運営上支障をきたすような行為をしないこと。
  - ⑩ 消火設備に手を触れたり、非常口や消火設備の周りに物を置かないこと。

#### (許可の取り消し等について)

次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件の変更や利用の停止、又は利用許可を取り消すことがあります。

- ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為。
- ② テニス場、設備、器具、資料等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為。
- ③ 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布、資料の複写又は撮影及び営利を目的とした行為。
- ④ 利用の許可条件に違反したとき。
- ⑤ 利用許可の遵守事項を守らないとき。
- ⑥ 許可を受けないで、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を利用したとき。
- ⑦ 利用料金を納入しないとき。
- ⑧ その他テニス場の管理上必要があるとき。

#### (利用料金の還付について)

申し込み後の利用取り消しによる利用料の還付は、利用者の責に帰さない特別な理由がある場合以外は原則できません。

#### (個人情報の取り扱いについて)

ご記入いただきましたお客様の個人情報は、テニス場利用登録・お問合せ等の事務手続きのみに使用させていただきます。

#### (利用料金の支払いについて)

利用日当日の追加施設・設備器具・冷暖房の利用料金は、別途必要となります。

#### (その他)

- ① 準備および後片付けは、利用時間内に行ってください。
- ② ごみは必ず各自でお持ち帰りください。
- ③ 駐車場利用時は、係員を置き責任をもって整理して下さい。駐車場における事故等、当館は一切責任を負いません。また、路上駐車は固くお断りいたします。
- ④ 駐停車中のアイドリングは近隣のご迷惑となりますのでご遠慮ください。